

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件

直送済

原 告 豊島 耕一 外1名

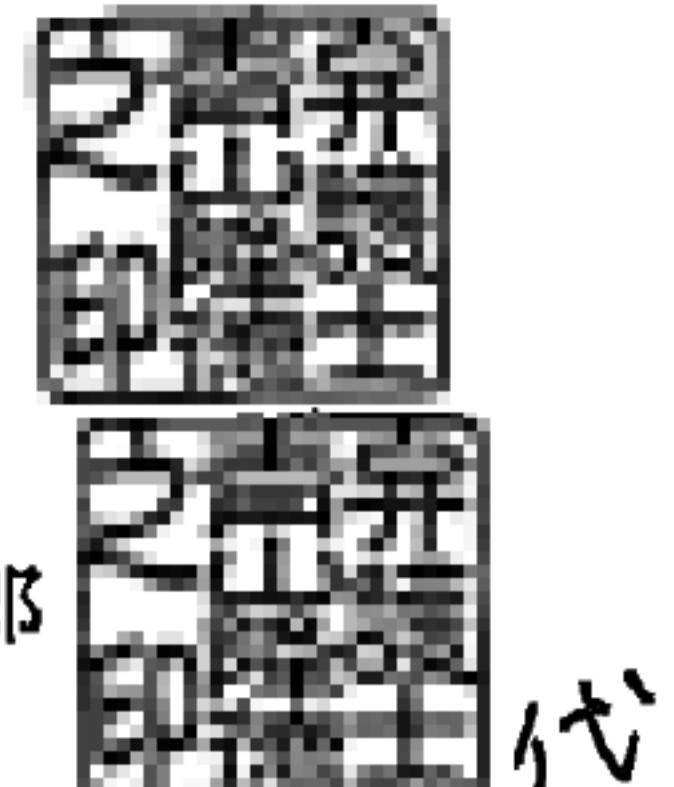
被 告 国立大学法人佐賀大学

被告準備書面(3)

平成26年10月16日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳



被告訴訟代理人弁護士 平山 泰士郎

第1 原告準備書面(1) 第6第4項(1)(29頁～)に対する認否

貴庁指示に従い、当面、上記書面中上記部分のみ認否を行う。

- ① 第2, 第3, 第4, 第5段落(29頁下から3行目「被告は、2012(平成24)年」～30頁8行目「伝えた(乙36)。」)については、認める。
- ② 第6段落については、否認する。
被告から教職員組合に対しては、資料を提示して説明している。
- ③ 第7段落、第8段落(「被告は、同日夜」～「(甲24メール)」)は、認める。
- ④ 第9段落については、否認する。
被告は、乙第40号証の資料を示し、説明している。
- ⑤ 第10段落、第11段落(30頁下から6行目以降)については、第11段落中、「佐賀大学教職員組合本庄事業所及び久保泉事業所」が反対していたとの点を除き、認める。なお、原告の指摘が、被告本庄事業所及び久保泉事業所の過半数代表者が反対しているとの趣旨であれば、認める(乙第45号証)。

以上